様式１

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（群馬県指定 第１０７０７００１２３号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

１．施設経営法人 …… 1
２．ご利用施設 …… 2
３．居室の概要 …… 2
４．職員の配置状況 …… 3
５．当施設が提供するサービスと利用料金 …… 4
６．施設を退所していただく場合（契約の終了について） …… 12
７．残置物引取人 …… 13
８．苦情の受付について …… 13

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　宝　寿　会
（２）法人所在地　　群馬県館林市岡野町３３５－１
（３）電話番号　　０２７６－７１－１６８２
（４）代表者氏名　　理事長　　柴 﨑 貴 之
（５）設立年月　　平成１０年８月６日

２．ご利用施設

（１）施設の種類	指定介護老人福祉施設・平成１２年３月８日指定 群馬県１０７０７００１２３号
（２）施設の目的	要介護者に対し、適正な指定介護老人福祉施設介護を提供することを目的とします。
（３）施設の名称	特別養護老人ホーム ヴィレージュ
（４）施設の所在地	群馬県館林市岡野町３３５－１
（５）電話番号	０２７６－７１－１６８２
（６）施設長（管理者）	氏名　栗　原　幹　也
（７）当施設の運営方針	入居者に対して親切、誠実、平等を旨として、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。
（８）開設年月	平成１２年４月１日
（９）入所定員	５０人

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として４人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数
個室（１人部屋）	１０室
２人部屋	１室
４人部屋	１２室
合　　計	２３室
食堂	１室
機能訓練室	１室
浴室	３室
医務室	１室

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

４．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算 （短期と兼務）
１．施設長（管理者）	１
２．事務員	１以上
３．介護職員	１８以上
４．生活相談員	１以上
５．看護職員	２以上
６．機能訓練指導員	１以上
７．介護支援専門員	１以上
８．医師（嘱託医）	１以上
９．管理栄養士（栄養士）	１以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
１．介護職員	早１：　７：００～１６：００ 早番：　７：３０～１６：３０ 日勤：　８：００～１７：００ 遅番：１０：００～１９：００ 夜勤：１７：００～９：００
２．看護職員	早番：　７：００～１６：００ 日勤：　８：３０～１７：３０
３．機能訓練指導員	８：３０～１７：３０
４．介護支援専門員	８：３０～１７：３０
５．生活相談員	８：３０～１７：３０
６．管理栄養士	８：３０～１７：３０

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常９割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

・当施設では、業務委託先栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：７：３０～　昼食：１１：３０～　夕食：１７：３０～

②入浴

・入浴又は清拭を週２回以上行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤口腔ケア

・定期的な歯科健診および口腔疾患、気道感染・肺炎に対する予防を目的とする口腔清掃や口腔保健指導を実施します。

⑥健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

・年１回の健康診断を実施します。

⑦その他自立への支援

・離床、着替え、整容等の日常生活上における必要な支援を実施します。

料金一覧表（1ヶ月30日として）

個　室

介護度	基本単価	加　算	食　費	居住費	合　計
1	589×30日=17,670	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	38,070　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	43,770　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	64,470　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	89,670　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	111,600　円
2	659×30日=19,770	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	40,170　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	45,870　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	66,570　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	91,770　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	113,700　円
3	732×30日＝21,960	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	42,360　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	48,060　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	68,760　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	93,960　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	115,890　円
4	802×30日=24,060	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	44,460　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	50,160　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	70,860　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	96,060　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	117,990　円
5	871×30日=26,130	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	46,530　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	52,230　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	72,930　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	98,130　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	120,060　円

加算	単位	加算	単位
初期加算	30/日	栄養マネジメント強化加算	11/日
入院・外泊時加算	246/日	療養食加算	6/食
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	6・13/日	経口移行加算	28/日
個別機能訓練（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	12/日・20/月	経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）	400・100/月
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6/日	協力医療機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	100/月・5/月
安全対策体制加算	20/回	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	100/月・10/月
科学的推進体制加算	40・50/月	新興感染症等施設療養費	240/日
口腔衛生管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）	90/月・110/月	介護職員等処遇改善加算	17.2%
看取り介護加算（Ⅰ）	72～1580/日		
配置医師緊急時対応加算	325～1300/回		

R8.8月～

料金一覧表（1ヶ月30日として）

多床室

介護度	基本単価	加　算	食　費	居住費	合　計
1	573×30日=17,190	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	26,190　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	41,790　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	50,490　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	75,690　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	101,640　円
2	641×30日=19,230	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	28,230　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	43,830　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	52,530　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	77,730　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	103,680　円
3	712×30日=21,360	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	30,360　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	45,960　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	54,660　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	79,860　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	105,810　円
4	780×30日=23,400	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	32,400　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	48,000　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	56,700　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	81,900　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	107,850　円
5	847×30日=25,410	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	34,410　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	50,010　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	58,710　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	83,910　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	109,860　円

加算	単位	加算	単位
初期加算	30/日	栄養マネジメント強化加算	11/日
入院・外泊時加算	246/日	療養食加算	6/食
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	6・13/日	経口移行加算	28/日
個別機能訓練（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	12/日・20/月	経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）	400・100/月
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6/日	協力医療機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	100/月・5/月
安全対策体制加算	20/回	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	100/月・10/月
科学的推進体制加算	40・50/月	新興感染症等施設療養費	240/日
口腔衛生管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）	90/月・110/月	介護職員等処遇改善加算	17.2%
看取り介護加算（Ⅰ）	72～1580/日		
配置医師緊急時対応加算	325～1300/回		

R8.8月～

料金一覧表（1ヶ月30日として）

個　室

介護度	基本単価	加　算	食　費	居住費	合　計
1	1,178×30日=35,340	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	55,740　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	61,440　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	82,140　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	107,340　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	129,270　円
2	1,318×30日=39,540	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	59,940　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	65,640　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	86,340　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	111,540　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	133,470　円
3	1,464×30日=43,920	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	64,320　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	70,020　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	90,720　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	115,920　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	137,850　円
4	1,604×30日=48,120	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	68,520　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	74,220　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	94,920　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	120,120　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	142,050　円
5	1,742×30日=52,260	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	72,660　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	78,360　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	99,060　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	124,260　円
			4段階　¥45,000	4段階　¥39,930	137,190　円

加算	単位	加算	単位
初期加算	60/日	栄養マネジメント強化加算	22/日
入院・外泊時加算	492/日	療養食加算	12/食
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	12・26/日	経口移行加算	56/日
個別機能訓練(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	24/日・40/月	経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	800・200/月
サービス提供体制加算(Ⅲ)	12/日	協力医療機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	200/月・100/月
安全対策体制加算	40/回	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	200/月・20/月
科学的推進体制加算	80・100/月	新興感染症等施設療養費	480/日
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	180/月・220/月	介護職員等処遇改善加算	17.2%
看取り介護加算(Ⅰ)	144～3160/日		
配置医師緊急時対応加算	650～2600/回		

R8.8月～

料金一覧表（1ヶ月30日として）

多床室

介護度	基本単価	加　算	食　費	居住費	合　計
1	1,146×30日=34,380	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	43,380　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	58,980　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	67,680　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	92,880　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	118,830　円
2	1,282×30日=38,460	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	47,460　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	63,060　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	71,760　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	96,960　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	122,910　円
3	1,424×30日=42,720	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	51,720　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	67,320　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	76,020　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	101,220　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	127,170　円
4	1,560×30日=46,800	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	55,800　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	71,400　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	80,100　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	105,300　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	131,250　円
5	1,694×30日=50,820	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	59,820　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	75,420　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	84,120　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	109,320　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥30,450	135,270　円

加算	単位	加算	単位
初期加算	60/日	栄養マネジメント強化加算	22/日
入院・外泊時加算	492/日	療養食加算	12/食
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	12・26/日	経口移行加算	56/日
個別機能訓練（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	24/日・40/月	経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）	800・200/月
サービス提供体制加算（Ⅲ）	12/日	協力医療機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	200/月・100/月
安全対策体制加算	40/回	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	200/月・20/月
科学的推進体制加算	80・100/月	新興感染症等施設療養費	480/日
口腔衛生管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）	180/月・220/月	介護職員等処遇改善加算	17.2%
看取り介護加算（Ⅰ）	144～3160/日		
配置医師緊急時対応加算	650～2600/回		

R8.8月～

料金一覧表（1ヶ月30日として）

個　室

介護度	基本単価	加　算	食　費	居住費	合　計
1	1,767×30日=53,010	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	73,410　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	79,110　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	99,810　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	125,010　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	146,940　円
2	1,977×30日=59,310	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	79,710　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	85,410　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	106,110　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	131,310　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	153,240　円
3	2,196×30日=65,880	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	86,280　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	91,980　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	112,680　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	137,880　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	159,810　円
4	2,406×30日=72,180	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	92,580　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	98,280　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	118,980　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	144,180　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	166,110　円
5	2,613×30日=78,390	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥11,400	98,790　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥14,400	104,490　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥26,400	125,190　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥29,400	150,390　円
			4段階　¥54,000	4段階　¥39,930	172,320　円

加算	単位	加算	単位
初期加算	90/日	栄養マネジメント強化加算	33/日
入院・外泊時加算	738/日	療養食加算	18/食
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	18・39/日	経口移行加算	84/日
個別機能訓練（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	36/日・60/月	経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）	1200・300/月
サービス提供体制加算（Ⅲ）	18/日	協力医療機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	300/月・15/月
安全対策体制加算	60/回	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	300/月・30/月
科学的推進体制加算	120・150/月	新興感染症等施設療養費	720/日
口腔衛生管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）	270/月・330/月	介護職員等処遇改善加算	17.2%
看取り介護加算（Ⅰ）	216～4740/日		
配置医師緊急時対応加算	975～3900/回		

R8.8月～

料金一覧表（1ヶ月30日として）

多床室

介護度	基本単価	加　算	食　費	居住費	合　計
1	1,719×30日=51,570	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	60,570　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	76,170　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	84,870　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	110,070　円
			4段階　¥45,000	4段階　¥30,450	127,020　円
2	1,923×30日=57,690	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	66,690　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	82,290　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	90,990　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	116,190　円
			4段階　¥45,000	4段階　¥30,450	133,140　円
3	2,136×30日=64,080	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	73,080　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	88,680　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	97,380　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	122,580　円
			4段階　¥45,000	4段階　¥30,450	139,530　円
4	2,340×30日=70,200	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	79,200　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	94,800　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	103,500　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	128,700　円
			4段階　¥45,000	4段階　¥30,450	145,650　円
5	2,541×30日=76,230	プラスα	1段階　¥9,000	1段階　¥0	85,230　円
			2段階　¥11,700	2段階　¥12,900	100,830　円
			3段階①　¥20,400	3段階①　¥12,900	109,530　円
			3段階②　¥42,600	3段階②　¥15,900	134,730　円
			4段階　¥45,000	4段階　¥30,450	151,680　円

加算	単位	加算	単位
初期加算	90/日	栄養マネジメント強化加算	33/日
入院・外泊時加算	738/日	療養食加算	18/食
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	18・39/日	経口移行加算	84/日
個別機能訓練（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	36/日・60/月	経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）	1200・300/月
サービス提供体制加算（Ⅲ）	18/日	協力医療機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	300/月・15/月
安全対策体制加算	60/回	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	300/月・30/月
科学的推進体制加算	120・150/月	新興感染症等施設療養費	720/日
口腔衛生管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）	270/月・330/月	介護職員等処遇改善加算	17.2%
看取り介護加算（Ⅰ）	216～4740/日		
配置医師緊急時対応加算	975～3900/回		

R8.8月～

<サービス利用料金（１日あたり）>（契約書第５条参照）

負担限度額表、要介護度に応じたサービス利用料金表の金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

利用者負担 段階区分	利用者負担 第１段階	利用者負担 第２段階	利用者負担 第３段階①	利用者負担 第３段階②	利用者負担 第４段階
対象者	住民税世帯非課税の老齢年金受給者 生活保護受給者	住民税世帯非課税で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	住民税世帯非課税で前年の合計所得金額と年金収入額が80万円超120万円以下の方	住民税世帯非課税で前年の合計所得金額と年金収入額が120万円超の方	左記以外の方

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合に限り、認定証に記載している負担限度額とします。

＜共通加算＞

ア、初期加算：１日当り 30 単位

入所した日から 30 日以内の期間は初期加算として加算されます。

（30 日を越える病院等への入院後に再入所した際も加算されます）

イ、入院･外泊時加算：１日当り 246 単位

入院及び外泊の場合６日を限度として加算されます。

ウ、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ：１日当り 12 単位

個別機能訓練加算（Ⅱ）ロ：１日当り 20 単位

個別機能訓練加算（Ⅲ）ロ：１日当り 20 単位

機能訓練指導員により、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行った際加算されます。

エ、安全対策体制加算：１回当り 20 単位

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算される。

オ、栄養マネジメント強化体制加算：1日当り 11 単位

入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。等

カ、看護体制加算（Ⅰ）ロ：1日当り 4 単位

常勤の看護師を 1 名以上配置した際加算されます。

キ、看護体制加算（Ⅱ）ロ：1日当り 8 単位

看護職員を基準より 1 名以上配置した際に加算されます。

ク、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）：1日当り 22 単位　18 単位　6 単位

区分の応じた資格保有者、勤続年数の要件を満たすこと。

ケ、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）1月当たり（Ⅰ）10 単位

（Ⅱ）1 単位

※介護現場における生産性の向上に資する取り組みの実施等

コ、協力医療機関連携加算　：　（Ⅰ）10 単位

（Ⅱ）1 単位

協力医療起案との間で、入所者等の同意を得て当該入所者の情報を共有する会議を定期的に開催していること等。

サ、高齢者施設等感染対策向上加算：（Ⅰ）10 単位

（Ⅱ）5 単位

施設内で感染症が発生した場合に、医療機関と連携の上で施設内療養を行った場合等

シ、新興感染症等施設療養費：240 単位

新興感染症のパンデミック発生時において、必要な感染対策及び医療機関との連携体制を確保したうえで、施設内療養を行った場合。

ス、介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）　（17.2%）

※介護報酬総単位数とは、全ての加算を足した物です。故に利用者様一人ひとり違います。

セ、若年性認知症入所者受入加算：1日当り 120 単位

若年性認知症の方が入所された際に加算されます。

ソ、療養食加算：1食当り 6 単位

ご利用者様の病状に応じて主治医より疾患治癒の直接手段として発行された食事せんに基づき療養食が提供された場合に加算されます。

タ、経口移行加算：1日当り 28 単位

主治医の指示に基づき、経管により食事を摂取している利用者様を経口による食事摂取を進めるための栄養管理を行った際に加算されます。

チ、経口維持加算：1月当り（Ⅰ）400 単位　（Ⅱ）100 単位

（Ⅰ）主治医の指示に基づき、摂食機能障害を有する利用者様に対し経口維持計画を立て、継続して経口による食事摂取を進めた時に加算されます。

（Ⅱ）入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わった場合。

ツ、身体拘束廃止未実施減算：　所定単位数の 10%減算／日

身体拘束等のさらなる適正化を図るため、その対策を検討する委員会の定期的な開催や適正化のための指針の整備・職員に対する研修の定期的実施等が未実施の場合、施設が減算されます。

テ、業務継続計画未実施減算：　所定単位数の 30%を減算／日

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない。等

ト、高齢者虐待防止措置未実施減算：　所定単位数の 10%を減算／日

虐待の発生、その再発の防止に向けた以下の措置が講じられていない場合に減算を適用する。

ナ、配置医師緊急時対応加算

早朝・夜間の場合	1回当り 650 単位
日中の場合	1回あたり 325 単位
深夜の場合	1回当り 1,300 単位

主治医が施設の求めに応じ、日中・早朝・夜間又は深夜に通常の勤務時間外に施設に訪問し利用者様の診療を行った際に加算されます。

ニ、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）：1月当り3単位
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）：1月当り13単位
利用者様ごとに、褥瘡の発生リスクについて
他職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し、少なくとも
3か月に1回見直した場合に加算されます。

ヌ、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）：1月当り40単位
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）：1月当り50単位
利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を
LIFEを用いて厚生労働省に提出していること、
必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、
サービスの提供にあたって情報やその他サービスを
適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用
している事で加算されます。

ネ、口腔衛生管理加算（Ⅰ）：1月当り90単位
歯科医師などの指導に基づき、入所者の口腔管理に係る
計画が作成され、月2回以上、入所者の口腔衛生などの
管理を行った場合に算定できる加算です。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）：1月当り110単位
LIFEを活用した場合、1月につき20単位上乗せに
なります。

ノ、看取り介護加算（Ⅰ）

死亡日45日前から31日前	1日当り72単位
死亡日30日前から4日前	1日当り144単位
死亡日前日・前々日	1日当り680単位
死亡日	1日当り1280単位

看取り介護加算（Ⅱ）

死亡日45日前から31日前	1日当り72単位
死亡日30日前から4日前	1日当り144単位
死亡日前日・前々日	1日当り780単位
死亡日	1日当り1580単位

当施設では、医師が医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断された方に対し、利用者または家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受けた場合、当施設で死亡した場合に加算

＜その他の加算＞

ハ、日常生活継続支援加算：1日当たり 36 単位

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正によって、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等が登録事業所の事業の一環として、医療関係者との連携などの条件の下にたんの吸引等を実施することが可能となった事に伴い、介護老人福祉施設の既存の体制加算に係る重度者の要件について、所要の見直しを行う。

算定要件①～③のいずれかの要件を満たすこと。

①要介護者 4 若しくは要介護度 5 の占める割合が入所者の70%以上であること。

②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が占める割合が入所者の65%以上であること。

③たん吸引等（※）が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上であること。

※たん吸引等

・口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

［理髪・美容サービス］

理容師・美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

●ヘアーサロン　たぐち

●ジェイビーワン

※ジェイビーワンをご利用の場合ご希望で、シャンプー、パーマ、カラーなども行えます。（料金別途）

※カットと顔剃りを別々の業者に依頼する事は出来ませんのでご了承ください。

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

○保管管理者：施設長

○出納方法：　手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：要した費用の実費

④ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ

ご契約者の希望によりﾚｸﾘｴｰｼｮﾝに参加していただくことができます。

主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）
1月	お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。）
2月	節分（施設内で豆まきを行います。）
3月	ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）
4月 ～	お花見（桜・つつじ・菖蒲等を見に行き、自然と触れ合って頂きます。）
8月	納涼祭
9月	収穫祭
10月	敬老会（敬意を表し、長寿のお祝いをします。）
12月	忘年会

不定期	喫茶
随時	ボランティア来所、レク開催

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

電気製品（テレビ）をお持ちいただいた場合使用料として１日１００円ご負担いただきます。２種類以上お持ちいただいても１日１００円のご負担です。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦医療機関入院中の在籍について

入所中に医療機関へ入院された場合、原則３カ月間はお部屋のお取り置きが出来ます。その際は居室代として１日当たり 500 円の費用をご負担いただきます。

⑧施設退所後の所持品について

当施設退所後は、ご契約者様の身元引受人様に所持品の引き取りをお願いしております。施設において所持品の処分をご希望の場合は処分費として 5，000 円の実費負担を頂きます。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第５条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
イ．金融機関口座からの自動引き落とし
　ご利用できる金融機関：群馬銀行

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 嘱託医および協力医療機関

・嘱託医　佐野在宅診療所

・公立館林厚生病院　　・ちよだの森歯科診療所

6．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の５日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが６か月以上遅延し、相当期間

を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

（3）円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7．残置物引取人（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 22 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8．苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

施設介護支援専門員・生活相談員

○受付時間　　毎週月曜日～日曜日　随時受け付けます。
○連絡先　　宝寿会ヴィレージュ　０２７６（７１）１６８２

＊苦情受付ボックスを玄関に設置しています。
また、苦情解決に関する規定を事務所前に備え付けておりますので、
ご自由に閲覧下さい。

（２）行政機関その他苦情受付機関

・館林市役所介護保険担当課　０２７６(７２)４１１１
・福祉サービス運営適正化委員会　０２７(２５５)６６６９
・国民健康保険団体連合会　介護保険推進課　０２７(２９０)１３６３
（苦情処理担当委員）

令和　　年　　月　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設

事業者住所　館林市岡野町 335－1

事業者名　　社会福祉法人　宝寿会

代表者氏名　理事長　　氏名　　柴　崎　貴　之　　印

管理者　　施設長　　氏名　　栗　原　幹　也　　印

説明者職名　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者様 住所

氏名　　印

代理人様 住所

氏名　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上２階

（２）建物の延べ床面積　４．９７９．４５㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成１２年３月１０日指定　群馬県１０７０７００１２３号
定員１０名

[通所介護]　　平成１２年３月２７日指定　群馬県１０７０７００１２３号
定員２５名

[居宅介護支援事業]平成１２年３月１０日指定　群馬県１０７０７００１２３号

（４）施設の周辺環境＊

周辺は、平地であり緑豊かな静かな環境で日当たりも良好です。

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員・・・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員・・ご契約者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。

医　師・・・・・・・・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

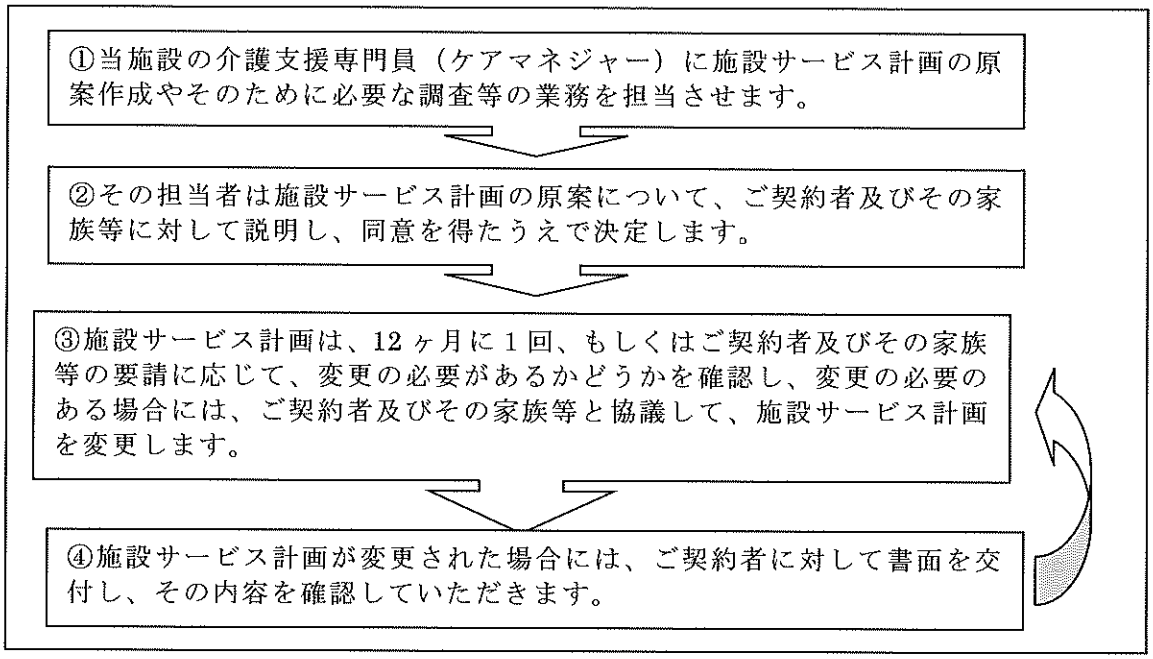

4．サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）面会

面会時間　９：００～１９：００

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

（２）外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月６日間とさせていただきます。

（３）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 ５（１）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（４）施設・設備の使用上の注意（契約書第９条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（５）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

６．損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。